



2025 団交シリーズ① 【労使関係】

労働協約を締結せよ！

何年経っても応えは同じ！

11月21日に「申1号」労使関係及び事業所共通について団体交渉を行いました。労使関係としては、2023年8月18日の結成から求めている労働協約の締結に関して交渉を行ないました。回答は、以下の通りですが、この回答は、2024年2月9日に開催した団体交渉の回答と何ら変わっていません。つまり、これまで25回にも及ぶ団体交渉を行なってきても、信用されていないということになり、明らかに不当な差別と言えます。

現時点においても貴組合との間では、労使関係の基本である相互の信頼関係は、残念ながら醸成されていないことに加え、貴組合の人数と組織の詳細も判然とせず、また、貴組合の要求の趣旨確認では、「サービス労組と会社の労働協約を真似しているだけ」と答えるなど労働協約の内容に関して主体的な考え方が見えないことなどを総合的に判断した結果である。したがって、現時点で当社回答は変わらず合意解決の見込みがないため、これ以上、交渉議論しても無意味なものと考えている。なお、会社は本申し入れに対して、団体交渉の開催を拒否する考えはないことを付言しておく。

組合掲示板を設置せよ！

組合掲示板の設置に対する回答も、2024年9月3日に行なった団体交渉の回答と同じで、組合からの「10名の根拠は何か」という質問にも答えられませんでした。

貴組とは労働協約を締結していないため、協約に基づく組合掲示板の便宜供与をすることはできない。一方、労働組合間の公平性の観点から、サービス労組と同様に一つの事業所に10名以上在籍しているという基準を満たしてることをお示しいただければ、貴組合への便宜供与を検討する。